

令和2(2020)年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

和歌山県人権啓発センター ☎435-5420

最優秀作品



市立名草小学校 嶋 泰源さん

最優秀作品



市立和歌山高等学校 田野岡 里樹さん

最優秀作品・優秀作品

優秀作品



市立和歌山高等学校 玉置 詞望さん

第39回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

●市立三田小学校



●市立今福小学校



住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得させない！ 「事前登録型本人通知制度」の登録を受付中

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

この制度を利用することにより、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。また、不正請求を抑止する効果も期待できます。

- 1 市民課窓口・文化会館で事前登録の申請
- 2 本人以外の住民票などを交付
- 3 交付したことを登録者本人に通知



①登録できる方
和歌山市に住民登録や戸籍のある方
(過去にあった方も含まれます)

②必要なもの
運転免許証など
本人確認書類

③対象となる証明書
住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票及び除かれた戸籍

- 登録の申請窓口 ●市役所1階 市民課3番 本人通知窓口 ●文化会館

●登録窓口・問合せ先/市民課 ☎435-1201
(平日8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで)

えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

和歌山県人権同和施策課 ☎435-1058

「ネット110番」

インターネット上での誹謗中傷やいじめなどの人権侵害を受けている方々からの相談窓口

電話 ☎435-1110 (人権同和施策課直通)
平日9時～17時

メール jinkendowa@city.wakayama.lg.jp

人権相談ダイヤル (人権ホットライン)

電話 ☎435-1110 (人権同和施策課直通)
平日9時～17時

今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科2年
野正 和香さん

秋のきれいに色づいた山の林をイメージしてデザインしたので、伝わると嬉しいです。

2020 受賞作品

知事賞 一般(高校生)の部

「ほんとうは」和歌山市成戸 紗也佳さん
「お母さん、さっさと」

暑いけれど、ぎゅってする、満面の笑み。

歩くときは、手をぎゅってこにぎゅって、同じ歩幅で歩く。

寝る時は、両手につつまくら。娘も息子もあつたか。

ほんとうは「してあげてる」のではなく「やせてもらってる」だろうな。

理事長賞 中学生の部

「力」市立紀伊中学校 沖 姫菜さん
弟がもってるものは「障害」なんかじゃない。

ただ他の人より生きていくための壁みたいなものがちよつと多くて高いだけ。それを乗り越えていくには他の人よりたつくさんの勇気と強さが必要でその「力」をもっているのが私の弟。

すこいやる？ だからかわいそうなんて言わんと応援してな。

(公財) 和歌山県人権啓発センター

11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です

同和問題(部落差別)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別解消推進法」が平成28(2016)年12月に施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、国民の理解を深めることにより、部落差別のない社会の実現を目指しています。

そのため、本市では部落差別の解消に向けた事業のひとつとして、インターネット上での差別的な書き込みの拡散を防止するため、プロバイダに対し削除要請を行っています。

私たち一人ひとりが自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、差別を許さないという強い意志と相手に対する思いやりの気持ちを持って行動することが大切です。

女性の人権

誰もが個性や能力を十分に発揮でき、自分らしく活躍できる社会の実現のためには、女性の活躍を加速・拡大していくことが必要とされており、そのためには社会全体として女性の活躍できる職場環境を整備することが大切です。

しかし、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益な取り扱いや、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)など、女性に対する人権侵害が重要な課題となっています。

職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において女性の人権が守られ、一人ひとりがお互いに立場を尊重し、互いの価値観やライフスタイルを理解し合うことが大切です。

子どもの人権

「子どもの権利条約」では、すべての子どもに、教育を受け休んだり遊んだりできる「育つ権利」や、虐待や搾取などでつらく悲しい思いをすることのないよう「守られる権利」などが定められています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、学校におけるいじめ、不登校、体罰や家庭における児童虐待の増加が大きな社会問題になるなど、子どもの人権が十分に保障されているとは言えない状況にあります。

子どもが一人の人としての人権が尊重され、心身ともに健やかに育つよう、子どもと子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応するとともに、子どもの人権や権利について理解を深め、社会全体で子どもたちが健やかに育成されるよう努めていくことが大切です。

高齢者の人権

近年、高齢者をとりまく状況は、家族等の養護者による身体的・心理的暴行やネグレクト等の高齢者虐待、介護施設等における施設従事者による高齢者虐待、高齢者をねらった悪徳商法や振り込め詐欺事件等が多発し、大きな社会問題になっていきます。

高齢者も個人として尊重され、生命、自由および幸福を追求する権利が保障されています。「豊かな知識と経験をもとに社会貢献したい」「地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい」と考えている高齢者もたくさんいます。

すべての高齢者が住み慣れた地域において役割と生きがいを持ち、あらゆる地域住民と支え合いながら、自分らしく活躍できる社会の実現を目指すため、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが大切です。

障害のある人の人権

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、「障害者差別解消法」が平成28(2016)年4月に施行されました。

国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者に対して、障害を理由として、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの不当な差別的取り扱いを禁止しています。また、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、必要な合理的配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが、障害者の人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、差別を許さないという強い意志とその時に出来ることを考え、障害のある人と意思の疎通を図り、行動することが大切です。

外国人の人権

特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動をなくすことで、互いの人権を尊重し合う社会を築くことを目指し、「ヘイトスピーチ解消法」が平成28(2016)年6月に施行されました。私たち一人ひとりが、国籍を問わず、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様な文化を持つ人々と共に暮らすことができる地域づくりを進めていくことが大切です。

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やそのご家族、関係者、医療従事者、ワクチンを接種していない人等に対して、不当な取り扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせ、いじめ等は決して許されるものではありません。

信頼できる正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動を心がけ、お互いに思いやりの心を持つことが大切です。